

広島地方最低賃金審議会

令和4年度 第1回

広島県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

議 事 録

広 島 労 働 局

広島地方最低賃金審議会

令和4年度第1回 広島県はん用機械等製造業最低賃金専門部会 議事録

日時

令和4年9月28日（水） 9時49分～11時02分

場所

広島合同庁舎1号館附属棟2階大会議室

出席者

【公益代表委員】

井上道部会長、村上部会長代理

【労働者代表委員】

国友委員、田村委員、藪本委員

【使用者代表委員】

川本委員

【事務局】

石井賃金室長、毛利賃金室長補佐、坂本賃金指導官、山崎監察監督官

議題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 広島県はん用機械等製造業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

議事

○毛利補佐

それでは、少し早いのですが、ただ今から第1回広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、これよりは、当専門部会名を略して、機械器具製造業最低賃金専門部会とさせていただきます。

本専門部会は、本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第「(1)部会長、部会長代理の選出について」まで、私、賃金室長補佐の毛利が進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員1名、計6名の委員に御出席いただいております。開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本専門部会の公開につきまして、去る9月14日から20日までの間、公開の公示をい

たしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。本日は初回ですので、議事に先立ちまして各委員を御紹介したいと存じます。お手元の別冊資料No.1に、本機械器具製造業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順に御紹介をさせていただきます。

(専門部会委員の紹介)

○毛利補佐

ありがとうございました。続きましてここで労働基準部長の前田より御挨拶を申し上げるところですが、本日所要により欠席しておりますので、賃金室長の石井より御挨拶申し上げます。

○石井賃金室長

広島労働局労働基準部賃金室長の石井でございます。よろしくお願いたします。本日労働基準部長の前田が所要のため欠席しておりますので私が代わって御挨拶させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変御多忙の中、機械器具製造業専門部会の委員に御就任いただき、また、第1回目の専門部会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

この機械器具製造業最低賃金は、現在958円ということですが、今年度も事業の公正競争を確保する観点から、改正の申し出がございまして、本日より皆様方に具体的に調査審議をお願いするという事になった次第でございます。

皆様も御承知の通り、広島県最低賃金につきましては、8月5日に広島地方最低賃金審議会におきましてお手元でございますように930円、31円引上げということで答申がなされ、10月1日から発効の運びとなっております。それを受けまして、広島県の特定最賃の一覧表もお手元にお配りしていますが、電気機械器具製造業と各種商品小売業につきましては、広島県の最低賃金930円が適用されることとなっております。今から改正審議が行われていきますので、12月末の発効を目指して審議いただければと思いますが、その時にこちらの表は変わっていくことになるかと思っております。

特定最低賃金は地域別最低賃金と異なりまして、関係労使のイニシアティブにより設定されるという性格のものでございますので、全会一致の議決を目指してご審議をお願いいたします。また、審議会開催の日程調整につきまして、皆様方に大変ご無理をお願い申し上げまして、また今後の年内発効ということを目途に審議に向けて、御協力いただきますようお願い申し上げます。宜しくお願いたします。

○毛利補佐

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員の紹介)

○毛利補佐

それでは、ここでお手元の「特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料」の共通資料というのがございますが、No.3・通し番号3ページ「広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程」をご覧ください。本専門部会はこの専門部会運営規程によって運営されることとなりますので御承知おきください。

それでは、議事に入らせていただきます。議事「(1) 部会長、部会長代理の選出について」に移らせていただきます。部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条第2項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされております。公益代表委員には、あらかじめ御協議いただいておりますので、部会長及び部会長代理候補について、賃金室長から御報告申し上げます。

○石井賃金室長

御報告申し上げます。機械器具製造業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議によりまして、部会長候補として井上委員、部会長代理候補として村上委員が推挙されております。以上でございます。

○毛利補佐

ただ今、賃金室長より御報告申し上げましたとおり、部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様方に御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○毛利補佐

はい、ありがとうございます。それでは部会長に井上委員、部会長代理に村上委員をご承認いただきましたので、部会長席、部会長代理席をご用意させていただきます。しばらくお待ちください。

○毛利補佐

それでは、井上部会長、以後の議事進行をよろしくお願い申し上げます。

○井上部会長

ただ今、部会長に選出いただきました井上でございます。できる限りスムーズな議事進行を心掛けまして、公正な特定最賃の決定に努めたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、第1回専門部会の議事「(2) 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について」に移りたいと思います。まず、事務局の方から本日の資料の説明をお願いします。

○坂本賃金指導官

はい。資料の説明をさせていただきます。お手元にお配りした資料でございますが、特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料と別冊資料とに分けて構成しております。

まず、特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定（産業別）最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料としてご用意いたしました。

また、別冊資料につきましては、機械器具製造業最低賃金に関わる個別資料でございます。合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介に留めさせていただきます。

なお、特定（産業別）最低賃金を総称する場合は、特定最低賃金或いは特定最賃というように略して申し上げたいと思います。

次に審議に当たりまして、ご留意いただきたい事項について御説明いたします。

一つ目として、共通資料No.1・通し番号の1ページの「特定（産業別）最低賃金について」をご覧ください。既に御承知のことと存じますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、労使関係の自主性を尊重して設定されるものであり、最低賃金法第15条第1項に規定する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。申出のケースといたしまして、労働協約ケースと公正競争ケースの二種類がございますが、機械器具製造業最低賃金につきましては、配布しております「令和4年度特定最低賃金の改正申出状況」及び「令和4年度特定最低賃金設定業種における協約上最も低い賃金額」のとおり、公正競争ケースにおける要件を以て改正申出がなされております。審議に当たりましてはこの点にご留意頂ければと思います。

次、二つ目に改正決定の手続でございますが、本年8月5日の第543回広島地方最低賃金審議会において改正決定の必要性ありとの答申がなされましたので、共通資料No.2・通し番号2ページのとおり、改正決定について審議会に諮問し、本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

最後三つ目に、広島地方最低賃金審議会です承されました事項について御説明いたします。共通資料No.4・通し番号5ページ「令和4年度広島地方最低賃金審議会の運営について」をご覧ください。

本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本方針といたしまして、記の2に「特定（産業別）最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとする。」とされております。

また、共通資料No.5-2・通し番号13ページ「運営小委員会座長報告」記の関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善の③金額審議における全会一致の決議に向けた努力ということで、審議会における金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう、一層努力することとされております。

昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料No.7・通し番号の25ページ「令和3年度最低賃金審議経過一覧」を御覧ください。下欄の表が特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございます。この表の左から3列目に機械器具製造業がございます。令和3年度におきましては、計3回の専門部会を開催し、引上げ額23円、時間額958円の答申を頂いております。

続きまして共通資料No.8・通し番号26ページをご覧ください。本専門部会の議事録の作成について申し上げます。情報公開の流れの中で、最低賃金審議会及び専門部会の更なる透明性が求められており、議事録の作成に当たりましては、発言者名を議事録に付記させていただいております。今年度も引き続き、発言者名を議事録に付記させていただきますことをご了解いただきたいと思います。よろしく、お願い申し上げます。以上でございます。

○石井賃金室長

続きまして、私の方から広島県機械器具製造業最低賃金に係る各種の調査結果、統計資料等の概要につきまして御説明いたします。着座させていただきます。

まず、別冊資料No.2・通し番号の2ページをご覧くださいませでしょうか。これは現行の広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の内容です。特定最低賃金に該当する業種につきましては、基本となる日本標準産業分類表のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するのかということを示したものを併せて添付させていただいております。

続きまして、別冊資料No.3、通し番号40ページをご覧くださいませでしょうか。表題に令和3年度特定最賃の審議決定状況と書いてありますけれども、これは令和3年度全国のはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業関係の最低賃金の一覧表です。

別冊資料No.4・通し番号41ページをご覧ください。これは、広島県内で実施したはん用機械器具、業務用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金に関する最低賃金実態調査の概要でございます。広島労働局では今年5月から7月にかけて、広島県内の事業所に通信調査を実施してこれを取りまとめたものです。この調査は、製造業、各種商品小売業、自動車小売業及び新聞業・出版業につきましては1人～99人規模の事業所、それ以外の業種につきましては1人～29人規模の事業所を対象とする母集団から無作為に抽出した標本調査でございます。全数調査ではありませんので集計段階で母集団の数字に膨らませるための復元をして推計しているものとなります。なお、調査対象とした賃金は、令和4年6月支払い分の賃金です。

今からお話しますのは、調査結果の具体的説明でなく見方の説明をいたします。通し番号47ページをご覧くださいませでしょうか。これは、最低賃金実際調査における各規模別

の第一・20分位数、第一・10分位数、第一・4分位数、中位数となっておりますが、これらはデータとして集めました各労働者の時間額を低い順番から並べまして、全体の20分の1、10分の1、4分の1、そして2分の1に位置する金額を示しております。各事業所規模別に記しておりますが、最上段が全体の結果となっております。

次のページを開けていただけますでしょうか。こちらは時間額と労働者累積人数のグラフとなります。横軸が10円刻み1,100円以上については100円刻みで表しています。左縦軸がその賃金帯に属する労働者数で、棒グラフで表しております。また、右の縦軸の折れ線が労働者数の累計を示しております。

次のページが機械器具製造業の最低賃金額と本調査の平均賃金額の推移となります。

次のページを開けていただけますでしょうか。こちらは事業所規模別の未満率となります。未満率と申しますのは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合でございます。規模ごとに時間額958円を下回っている労働者の比率を示しています。

次のページを開けていただけますでしょうか。こちらが最低賃金引上げ試算表です。これは最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合、つまり影響率を1円単位で変化を示した表となります。例えば、現行の特定最低賃金958円を1円引き上げると3.5%に影響が出る、つまり最賃を下回ることとなります。

次のページを開けていただけますでしょうか。これは、平成16年度からの機械器具製造業最低賃金の引上げ額と未満率、そして影響率の一覧表です。私からの説明は以上です。

○井上部会長

ありがとうございました。ただ今事務局から資料について説明がございましたけど、何か御意見・御質問等がございますか。

○国友委員

すいません、ちょっと1点質問させていただきたいのですが。

○石井賃金室長

はい、どうぞ。

○国友委員

別冊資料の方の資料No.4-5未満率のところですが、現行958円でそれに対して達してない方が3.3%、472人いらっしゃるということですね。これについては適用除外者が含まれた調査の中で統計を取っていてこういう事象が起こっているという意味ですね。

○石井賃金室長

はい。

○国友委員

去年までは確か次のページの現行の金額の影響率というのがあったのですが、ここが

3.3%になるということですね。現行のままでも適用除外者がこれだけの人数いるという理解でよろしいですね。

○石井賃金室長

はい。

○国友委員

はい、わかりました。ありがとうございました。

○井上部会長

未満率・影響率の考え方ですね。実際これだけいらっしゃるわけではないと。

○石井賃金室長

当然、これは調査結果を膨らませた数字ですので、実際はこれだけの方がおられるかどうかというのは別の話になります。

○井上部会長

理論上、これだけの方がいらっしゃるという意味ですね。

○石井賃金室長

はい。

○井上部会長

現行でも0円でも3.3%の方が現行の最低賃金を下回っているということですね。

○国友委員

影響率は、全部でなく18歳以下の方とか65歳以上の方も含めて調査されるので。本来、そこだけ調べたら、ここは0でないとおかしいはずですから確認です。

○井上部会長

それでは、他府県の結審状況がわかれば教えていただきたいので、事務局から御説明をお願いします。

○石井賃金室長

昨日現在の状況なのですが、

大阪 時間額 997円が1028円、31円の引上げ、9月26日 全会一致

兵庫 時間額 960円が993円、33円の引上げ、9月21日 全会一致

徳島 時間額 945円が977円、32円の引上げ、9月26日 全会一致

で結審しています。以上です。

○ 井上部会長

ありがとうございました。3県結審しているところがあるということですね。それでは、広島県機械器具製造業最低賃金の改正決定について、各側から意見表明を頂きたいと思います。各側、意見表明の前に個別の協議必要でしょうか。

○ 国友委員

ちょっとだけお時間をいただきたいのですが。

○井上部会長

それでは御案内をお願いします。

○石井賃金室長

それではご案内いたします。

(別室にて協議)

○ 井上部会長

それでは、お戻りいただきましたので、審議を再開させていただきます。広島県機械器具製造業最低賃金の改正決定について、ここで各側からの意見表明をお願いしたいと思います。まず、労働者側からお願いします。

○ 国友委員

はい。まず国友の方から意見表明させていただきます。まずもって今年もはん用機械の特定最賃専門部会を設置できたことに関し、深く感謝申し上げます。特定最賃専門部会は公益、労働、使用の3者が、それぞれの立場でこの業界に関わる最低賃金を設定する場であることを認識しておりますし、様々な影響の中での審議となりますが、我々労側としても全会一致に向けて建設的な議論を行わせていただきたいと思います。その中で、このはん用機械を取り巻く環境といたしましては、2021年の産業機械受注額については外需の増加により2年ぶりに前年度を上回っています。21年度、22年度の見通しを見ると内需ははん用機械から組み立て産業まで幅広い業種の需要が回復し、前年度実績を上回る見通しであります。外需については中国を除くアジアについてはプラスに転じたものの、前年度に中東の天然ガス大型プロジェクトを受注した反動減により前年を少し下回るとしております。このような厳しい環境の中で働く従業員にとっては、昨今仕事量のみならず仕事の効率化に伴い、労働負荷は従来よりも増えており、懸命に頑張っている従業員の活力発揮に向けて生活の安心・安定の確保が重要であると思います。また、はん用機械の最低賃金は、県内の他産業に比べて地域別最低賃金に対する優位性を保っているものの、その水準差は年々縮小してきており、労働人口の減少が社会問題となっている中で総務省の2021年の住民基本台帳人口移動報告によると、広島県の転出者は転入者を上回る転出超過数は7159人と全国で最下位、

47位と県外への転出が多い県となっています。また2021年の転出超過数は前年に比べ35%の大幅増となっており、この10年で見ても7.5倍に拡大する等ほぼ右肩上がりの傾向になっているそうです。特に20歳から24歳以下の若年層の進学や就職のための首都圏等への転出超過は最も大きくなっており、将来的に県の労働力人口の低下が懸念されます。将来の広島県及びはん用機械産業を担う人材を確保していくためには、賃金水準を向上させ産業企業の魅力を高め、若年層を中心とした人口流出に歯止めをかけ、広島県のはん用機械産業の活力を持続的に維持向上し、地域社会を構築するための魅力ある都市づくりや県内産業の生産性の向上また、県外から人や企業を呼び込む県外への人口抑制することにもなると思っています。そのようなところからは是非今回も真摯な議論をさせていただきたいと思っております。あと、ここで今日私以外の労働者側委員も2名来られていますので、そちらの方からも意見・考えを伝えていただければと思います。田村委員よろしくお願ひします。

○田村委員

本年も委員を務めさせていただきます田村です。よろしくお願ひします。

私の方から意見を述べさせていただきます。はん用機械の業種においてですが、機械設備の導入や自動化が進んできてはいるものの、まだまだ最後は人の手に頼らざるを得ない作業も多い状況にあります。作業環境面におきましても、大型設備や製品を扱う職場も多くありまして、常に注意を払って作業しなければ重大災害につながってしまうこともあり、常に危険と隣り合わせの作業が多くあります。加えまして、屋外での作業もあり、熱中症対策は十分とられているものの夏は日差しの強い中で、冬は厳しい寒さの中での作業もあり、決して恵まれた環境とは言えません。また、最近の現場業務では特殊な作業も多くあることに加えまして、外国人労働者も増えてきており、作業指導や作業連携・コミュニケーションも昔に比べると重要になってきていまして、現場最前線で働く者は苦勞されているところも多くあります。更に、作業も覚えることが多くあり、即戦力とはいかず一定の教育が必要で高度な技術技能が求められるのがこの業種であります。そうした中、人材の確保についてですが、労働力人口が減っていく中で、この産業をこれからの担い手に引き継いでいくためにも優秀な人材の確保が重要であると考えています。そのためには、納得できる労働条件が必要であると考えています。当社の事情にもなってしまいますが、当社においても求人募集をかけておりますが、なかなか人が集まらず苦勞しているというのを会社からも聞かされていますし、入職されても数年後には退社されるという状況であり、この産業の魅力を高めないと、益々人材確保が難しくなると危惧しています。うちの組織の組合員からの意見にはなりますが、日々の生産や業務が忙しく、生産台数が増えている中で、残業代の削減等の取組みもあって、昨今の物価高騰もあり、可処分所得を上げるのが大変という意見や、やらなければならない仕事で疲弊してへとへとという意見もあります。賃金で苦勞している人は他にも多くおりますし、働いた対価を賃金に反映して労働者のモチベーションを上げることにおいても、選ば

れるはん用機械産業を魅力ある産業にしていく必要があると考えます。人材確保をしていくための重要な方策は、まず賃金であると考えております。置かれた状況をご理解いただき、是非とも賃金水準を向上させ、産業の魅力を高められるようにご検討をお願いします。以上が私からの意見でございます。

○国友委員

次に藪本委員、よろしくお願いします。

○藪本委員

はい。私の方からも、はん用機械産業を取り巻く環境ということで、少しお話させていただければと思います。これは、当社の現状を含んだ話となりますので、よろしくお願いします。工作機械業界におきましては、資材調達の環境や物流の停滞等の影響もありますが、概ね新型コロナウイルス感染症前の状況まで市場は回復し、好調に推移しています。内需につきましては、自動車製造向けの設備投資は停滞感があるものの、製造業全体としては半導体製造業向けを中心に顕著に推移しております。外需につきましても、中国でのロックダウンにより、営業活動に一定の影響は出ましたが、海外の設備投資意欲は高く、北米を中心に好調を維持しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、その時々への厳しさはありますが、昨年同時期の経済状況とは大きく変化していると認識しております。ただ、その一方で急激な円安の進行による生活必需品の値上げ等による生計費の増加、これらは労働者の生活を直撃するものであります。非正規労働者や未組織労働者は一定程度の最低賃金の引き上げがなければ、生活が立ち行かないという懸念もあります。技術レベルの向上等に対応する人材確保も重要ですし、機械器具製造業の業界の知名度を上げることも重要だと考えています。コロナ禍という特殊要因もありますが、少子高齢化や人口減少による労働力人口の減少は、構造的な人材不足の問題を抱えていることに変わりはないと思っております。適正な賃金の引き上げによる地賃との優位性の確保、更には隣県・業種・業界において広島県の優位性、魅力ある業種の維持というのを考えつつ、特定最低賃金の引上げに向けて、交渉の方を行わせていただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

国友委員

労側からは以上です。

○井上部会長

ありがとうございました。今日欠席されている委員には次回お聞きする機会を設けようかと思うのですが、本日は川本委員に意見表明とか業界の現状をお聞きしたいと思うのですが。

○川本委員

今日、使用者側委員が二人欠席しておりますので、一人出席となり申し訳ございません。私の方からは全体的なお話と弊社の内容について少し触れさせていただければと思います。全体的なお話ということで、例年この時期にお話をさせていただくと、ちょうど6月から9月に上期の決算が行われる会社が多いので、その直前ということで数字的なものは今まだ出ておりませんので、業績等についてはこれから10月の終わり以降に出てくると思うのですが、そのあたりは業界の第1四半期が終わったあとの状況でお話をさせていただきます。

機械関係の業界につきましては、国内外の感染症の動向やその影響、それからロシア・ウクライナ情勢の国際情勢の変化に影響されて海外の経済それから物価高ということで、資源の価格が上がったり、物流の価格が上がったり様々な影響が出ております。今までにないスピードで動いておりまして、経済に関わる不確実性は高くなっています。その影響もあり、金融為替市場は円安というように動いているのが現状です。昨年と比べるといいのかどうかという問題はありますが、コロナの影響があった昨年一昨年に比べると、現在の市況はリバインドというのか持ち直しの傾向にあるというのは事実であると認識をしています。ただ、コロナの前の状況まで戻っているかと言われると、業種によっては好不調というのはありますけれど、全体を通してみると、そこまでは至っていないというのが現状の数字として表れているのではないかと認識をしております。その中で、原材料価格の高騰と材料不足等、物が入ってこないというのが企業側として非常に大きい問題としております。その中で、遅れて入ってくるということにおいて、最終組立てをして出荷をする訳ですが、社員の皆さんが納期に間に合わせるために残業をしていただいたり、休日出勤をしたり努力いただいているのは確かです。そこについては、日頃から感謝している次第でございます。そういったところもでございます。もう一つ、業界の中では、この業種は中小零細企業が多い業界です。そこにおいては、やはりまだまだ先程の原材料高とか円安の部分について価格転嫁というのはとても追いついてない状況で、この部分が経営に与える影響は非常に大きいということで、更に悪化をしている会社もあるのではないかと考えております。そういった状況で中小企業が多い業界においては、まだまだ先行きが見通せないことが続くのかなと考えております。ぎりぎりのところで、そういった企業経営をしている企業側としては、いま企業を守り雇用を守るところにまだ重点がいつているのではないかと考えています。今の状況を考えた場合、人件費というのを今後どう考えていくのかというのは、今急激に変動している途中ですので、今すぐこういった方向性ではないかと決めるのは、なかなか厳しいところであるというのが正直なところと判断しています。そういった世間的な状況の中、弊社においての状況を少しお話しさせていただきますと、新型コロナウイルスの第7波が少し和らいできましたけれど、それによって従業員がお休みをされる、自宅待機を余儀なくされる、それから海外においては上海のロックダウン

ンの影響が非常に大きくて、物流が動かなかった時期というのが非常にあります。現在もその影響を受けておりました、先程お話しましたように、いわゆる物が入ってこないところで我々の会社で言いますと、組立ができないと物が出ていかない、部品が入ってこないで組立ができない状況が続いております。これは、先が見通せないところもありますし、部品によっては先が見通せる状況にはなってきているのですが、まだまだ全体としては安定していない、いつ入ってくるのかわからないというところが正直なところです。それに加えて、資源が急激に値上がりしている、半導体の部品等は特にそうなのですが、物によっては数十倍の値段になっているという状況です。各社さん一緒ですが、世界中を走り回ってかき集めている状況です。そういったところが、社員の皆さんに非常に苦勞を掛けている状況です。非常に努力いただいています。さらに歴史的に急激な円安、物の値上げといった様々な影響を受けています。本当は売上が上がって、利益が出て皆さんに還元できる状態になればいいのですが、経営側の見通しはあったのですが、現在今出ている数字だけ見ると、正直腰折れ状態、利益だけが上がっていかない、原価だけがどんどん上がり、利益が出ない状態となっています。そういった状況の中、通常の企業の適正な経営状況としては、受注売上が上がって、適正な利益が出て従業員の皆さん、株主の皆さんに還元するのが会社の使命、そして適正な税金をお支払いするのが社会的な意義だと考えます。それが、今現在として見通せないというのがなかなか厳しい状況であることをご理解いただきたいなというところです。私からは以上です。

○井上部会長

はい、ありがとうございます。各側からのご意見をいただきました。双方からご意見を頂戴しましたけれども、それぞれ相手側に対するご質問とか、この際ですので聞いてみたいことがあれば、いただきたいのですけれども、どうでしょうか。去年よりは市況はよくなっているという認識でよろしいですかね。ただ、いろんな状況が重なって利益が出てないということですね。

○川本委員

そのような状況です。

○井上部会長

本日、金額提示の方がいかがでしょうか。

○川本委員

本日はいたしません。

○国友委員

本日、わたくし共の方、準備はしてきています。事務局が用意された1枚ものの資料で協約の最も低い賃金額が970円とありますが、改正申し出を行った際に990円という認識をしています。この件について、ご確認いただけないでしょうか。どこの単組でどこの企業であるか御説明いただきたいのですが。

○石井賃金室長

本日、資料をこちらの会場に持ち合わせておりませんので、少しお時間をいただけませんか。

○国友委員

当然、提示額が公正競争ケースであっても、協約よりも上回る金額を提示するのはいかなものかなという思いがありますので、ちょっとわかれば確認を取っていただいたら今日のうちに出来るかなとは思ったのですが。

○石井賃金室長

わかりました。お時間いただき確認させていただきます。ただ、どちらが出してきたかというのはこの場では申し上げられません。少しお時間をいただけますか。

○井上部会長

970円の提示額が間違いではないかとの確認ですね。それでは、金額提示をされるということですので、傍聴の方はおられません、公開することで、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合に該当するため、今後の発言以降は非公開といたします。

以下【非公開】